

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第107号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「都市経営戦略監」の右に「、企画監」を加え、「、新型コロナ対策・ワクチン接種統括監」を削り、「児童福祉センター院長」を「児童福祉センター長」に改め、同表2の項中「児童福祉センター副院長」を「児童福祉センター副センター長」に改め、同表3の項中「センター長（）」の右に「児童福祉センター長、」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)